

財務省告示第四百三十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、
 平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	種類	発行行	発行価格	利率	初期利子	
利付国庫債券（変動・十五年） （第十九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち利回り格差の数が順次割り当てられる。	八千九百九十二億円	十及び十億円の五種	円	平成十四年十一月二十日	額面金額百円につき百円	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われ、た、発行から償還までが九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利回り（以下「基準金利」という。）から、〇・八パーセントを控除した率。	平成十五年五月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。	が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.21}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二年 第二期以後の利子
 毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.86}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 償還期限 平成二十九年十一月二十日
 十四 償還金額 額面金額百円につき百円
 十五 元利支額 日本銀行の本店、支店、代理店、
 十六 入札参加 取扱店並びに取扱郵便局
 十七 払込期日 平成十四年十一月二十日
 取扱者